

平成25年(ワ)第5815号
 地位確認等請求事件
 原告 吉井康雄
 被告 学校法人大阪経済大学 外2名

平成26年7月1日

証 拠 説 明 書 (5)

大阪地方裁判所 第5民事部 4係 御中

上記被告ら3名訴訟代理人

弁護士 寺内 則 雄



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙22	専任教員の担当コマ数についての申し合わせ	写し	大阪経済大学経営学部教授会	専任教員の標準担当コマ数が、教授会の申し合わせにより5～8コマと決められていたこと及び原告の2010年度の担当コマ数は例外的措置であったこと。
乙23	2012年度 時間割編成基準 - 授業科目配置のガイドライン《経営学部》	写し	大阪経済大学経営学部教授会・同大学連絡協議会・同大学経営学部教務委員会	2012年度の時間割編成基準において演習科目は月曜から木曜の4限に開講することに決まっていたこと及び原告提案の授業計画はこれに反していたこと。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	立 証 趣 旨	
乙24	大阪経済大学経営学部教授会議事録 (2012年11月30日開催) 抜粋	写し	大阪経済大学経営学部教授会	大阪経済大学経営学部教授会において、原告の後任科目担当者を公募すること、原告の「演習」担当について原告に非常勤講師として勤務することの打診に対して本人から返事がなかったことの報告、原告は演習受講者の処遇について了解していたこと。
乙25	大阪経済大学経営学部教授会議事録 (2013年1月18日開催) 抜粋	写し	同 上	原告より退職に伴い演習の引き継ぎについて担当者が決まり次第知らせていただきたいとの依頼があったこと。
乙26	陳 述 書	原本	池島 真策	カリキュラム検討委員会の被告池島委員長は原告の特任教員の任用に関し、同人から提案があった授業計画に関し、同委員会が公正、公平に審査、検討した結果をとりまとめて被告井形学部長に報告していること。
乙27	陳 述 書	原本	井形 浩治	被告井形学部長が、推薦委員会に提出する授業担当計画についてカリキュラム検討委員会の意見に基づき推薦委員会に提出しなかったことは正当なものであり何ら責められるべき点がないこと。

以上